

みて完全なる倉庫會社となれり。又この年<sup>二十</sup>五月京都において田中源太郎・中村榮助・川勝光之助等發起人となり、京都府より下京區第三十組東鹽小路町の倉庫<sup>四十八棟八百</sup>を買入れ七條米商會所と米穀の受渡に關する契約を結び京都倉庫會社<sup>五萬圓</sup>を起せり。二十二年に至り東京倉庫會社につきて深川黒江町に東京米穀倉庫會社起れり。<sup>資本金貳拾五萬圓</sup>この會社は中村道太、小川爲次郎等の發起にて東京米商會所受渡米并に一般の商品を保管し、預證券を發行して其受渡を便利ならしむる工夫にて預證券に對し自ら金員をも貸渡ししとぞ。<sup>この會社にては甲乙二種の預證券を發行せり甲は普通の預證券にて三箇月以内の期限にて出替することなれども乙は米商會所の受渡に其預證券を以て現米同様</sup>に受渡せしむる爲に發行するものなり故にこの預證券の發行を望む場合には米商會所の検査をなすと同様の方法にて検査し其米穀に關し定めたる性質を悉く預證券に記載し受渡の場合には再び検査することなく受渡せしむるなり其證券に記載せる性質の有効期限は其検査の月によりて區別あり即夏期の検査の分は一箇月以内十月以後の分は三箇月以内有効なり。又この年十月兵庫において川西清兵衛等石油倉庫會社を起せり。<sup>資本金拾五萬圓後増加して五拾萬圓とせり</sup>これよりさき兵庫市中一般に石油を貯藏して憚らざる有様なりしかば神戸商業會議所において大いに其危険なることを論ぜしが、其後兵庫縣においても種々工夫せらるゝをりから石油貯藏所設立の計畫ありしかば、石油貯藏規則を發布して暗に其事業を助けられき。よりて地を和田岬に卜し堅牢なる煉瓦倉庫を建築せしが、二十七年和田倉庫會社と改稱して一般の商品を保管し、預證券をもいだすこととなれり。この會社は三十年十月に至り、會社の全財産を三菱會社に譲渡して解散せり。<sup>サミュエルサムエル商會の石油タンク船を和田岬に廻し石油倉庫會社の敷地内にある石油タンクに陸揚兵庫港を開港區域内とせんとするも開港區域外なるを以て允准なかりしか川西清兵衛種々盡力せし結果つひに二十五年九月の公布ありたり</sup>かくの如く十五年より二十六年まで凡そ十二年間は倉庫會社を起すも少かりしが、二十七八戰役後二十九年に至り、俄に殆ど三十の倉庫會社を見るに至れり。されど其中規模の大なるは神戸の日本貿易倉庫會社<sup>二十九二月設立 資本金百五拾萬圓</sup> 福岡縣門司の九州倉庫會社<sup>二十九八月設立 資本金百萬圓</sup>に過ぎず

其他は大むね小資本のものゝみなりき。三十年三月<sup>法律十。五號</sup>保稅倉庫法を發布せらるゝや、神戸棧橋會社の如きは他に卒先してこの年<sup>三十</sup>九月大藏省の允准を得、十月二十日より私設保稅倉庫の事業をも營むことゝなれり。

第六十八章 條約改正 内地貿易

はじめ舊幕府は安政以來北米合衆國、露西亞、和蘭、大不列顛、佛蘭西、葡萄牙、普魯士、瑞西、白耳義、伊太利、丁抹の十一國と條約を結びて横濱、神戸、長崎、新潟、函館の五港を開きしが、維新開國以來更に西班牙、瑞典諾威、獨逸北部聯邦、澳地利洪喝利、清、布哇、秘魯、韓、墨西哥、伯刺西爾、暹羅、知利等と條約を結びしも、大むね安政の條約を基礎として結びたるものゆゑ、不完全なる條約なりき。されば稅權回復の如き、治外法權撤去の如き改正を要するもの多かりしが、殊に明治五年七月以後は安政條約の改正期限なれば官民ともにこの機を逸せずして條約改正の目的を達せんことを企望せしかば、政府においてもよく大使派遣の事に決し、四年十一月十日、右大臣岩倉具視を遣歐米特命全權大使とし、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尚芳を副使として<sup>官内、司法、兵部、大藏、文部、工部より各理事官を遣</sup>歐米の文物制度を視察せしむるの一行總て四十八人<sup>北米合衆國、英吉利、佛蘭西、西班牙、葡萄牙、白耳義、和蘭、獨逸、露西亞、丁抹、瑞典、伊太利、澳地利の十三國へ遣さ</sup>る。五年九月十日<sup>四日歸朝</sup>これもとより尋常一様の禮聘諮問にあらずしてその實は條約改正の端緒を開かしめんと考なりしが北米合衆國に至り、ゆゑありて條約改正談判の事をやめ、單に禮聘諮問にとどめし

むることゝなれり。その後政府は十一年外務卿寺嶋宗則をして東京駐在の各國公使と改正談判を開かしめらる。北米合衆國政府第一これに應じて改正條約を締結せしかど十一月七 我輸入税目の改正に付、英國公使パークス等異議を唱へてきかず、つひに米國との條約すら其第十條の規定により他國との條約ならざるため實行の運に至らずしてやみぬ。十三年外務部主任大隈重信、井上馨等税法二權の幾分を回復する目的にて聯合會議を開き、頗る秘密に交渉せしが端なくも和蘭公使の手より漏泄して横濱ヘラルド新聞に掲げられ、ゆくりなくもまたこゝに頓挫を來しぬ。明くる十四年、大隈重信官を罷め十五年井上馨外務卿となり各國公使の同意を得て豫備會議を開き、つゞいて十九年五月始て外務省に各國公使を集めて第一回の會議を開き、二十年四月二十八回に移るや、勝安芳ボアソナード等の條約改正中止の建白いづ。ついで七月二十日農商務大臣谷干城參内して條約改正案に關する意見書を上り、つひに冠を掛くるに至れり。これより條約改正を論ずるもの一層激しくなりぬ。外國法官任用、外國人土地所有權 ことゝにおいて二十九回を開きしのみにて、諸法律制定まで延期することゝなり井上馨官を去れり。二十一年二月大隈重信代りて外務大臣となるや、所謂強硬政略をとり、現行條約を狹義に解釋してこれを勵行し、まず外國人に諸種の不便を感じしめ、外國人より自ら進みて條約改正を促し來らしめんとせり。されば最惠國條款の解釋の如きも、甲國若し日本において或る讓與をなし、特種の權利を得たる場合に乙國も亦この利益に均霑せんとせば、甲國と同一の讓歩をなさざるべからずとなし、これを列國に通告し又外人の内地旅行に關する規定を勵行する等、一方において峻嚴なる手段をとり、他方においては從來の各國聯合談判を改めて、明治十一年寺島宗則

のとりし政略により國別談判を開くことゝし、二十一年十二月下旬北米合衆國と談判を開き二十二年 二十二年新に墨西哥國と對等の條約を締結し、勢に乗じて更に歐洲各國との條約改正に着手せしが條約中、外國法官任用領事裁判權を撤去し爾後五箇年間大 審院に外國人を入れて法官とする事外國人土地所有權の事あるを以て亦異論を唱ふるもの多く、つひに中止となり大隈重信も亦兇徒の爲に其一脚を失ひぬ。されどもこれより條約改正の事大いに歩武を進めたりといふ。其後青木周造、榎本武揚等外務大臣となりて絶えず、改正談判をなしたるも其功を奏せざりしが陸奥宗光の外務大臣となるや其後をつぎ、まづ英國より着手することに決し伯林駐在の青木公使に訓令して英國政府と談判を開かしめ、つひに二十七年七月十六日英國と新條約を調印し、この月二十七日公布せらる。つひに十一月米國との條約なり、十二月伊國との調印もすみしが、二十八年より三十年十二月に至るまでに條約を改正せしもの、凡そ十二國合計すべて十五國との舊條約は悉く改正せられたり。三十年三月法律十 關稅定率法輸出税 を定め、これと同時に關稅倉庫法三十年三月 法律十五號 を定めて公布せらる。條約改正も遂に三十二年七月十七日及び八月四日佛國を以て實施せらるることゝなれり。ことゝにおいて維新開國以來、官民の翹望せし治外法權を撤去し、外國人居留地の制を廢して内地雜居を許し、諸外國人をして我法權の下に服従せしむることとなりぬ。これよりさき舊幕府において横濱横濱港は武藏國久良岐郡横濱村、横濱新田、太田屋新田、野毛浦、戸部 村の十二村 神戸神戸港は攝津國八部郡神戸村、二 長崎文久三年和蘭人の出島を以て一般外國人の居留地に定めらる。明治元年 等よりなれり 神戶茶屋村、走水村の三村よりなれり 長崎六月唐人屋敷火災後二年頃までは支那人諸所に居住せしが其後新地大浦 等の居留地へ移り唐人屋敷は六年 新潟新潟港は越後國蒲原郡に在り古名船江津舊幕府の 函館函館港は北海道渡島國龜田郡に 二月森伊三次へ全部拂下となれり 新瀉直轄地にて東西十町南北二十七町の一市街なり 函館あり古名館と稱せし地にて元松 前家の領なりしが安政以來幕府の 五港を開くや、外國人居留地によりて商館を構ふ。我賣込商人これ直轄地となし奉行をおさし所なり

を屋敷と稱し、彼等がいふまゝに柔順せしかば、つひに彼等は種々の悪慣習をつくり我商權を蹂躪して我商業を左右せしが十四五年に至り、我賣込商人の如きも漸々其非を了り商權の回復に注意することゝはなれり。例へば横濱生糸取引における貫々料の如き、神戸の燐寸取引における五厘金の如き類なり。こゝにおいて横濱の如きは澁澤喜作、馬越恭平、朝吹英二、茂木惣兵衛、原善三郎、梅浦精一等、明治十四年九月、横濱本町六丁目に生糸聯合荷預所を設立し、生糸取引の弊風を矯正せんことを圖れり。これよりさき外國商人は賣込問屋を廻り、生糸の見本に就いて直段を取極め、直に己が商館附屬の倉庫へ入れさせ、生糸の善悪を検査即拜し、始めて本取引となれることに代價を拂はずして自己の倉庫へ引入れさせ、一片の證書をも交付せざるの一事にても既に尋常商業の正道に適せざるを證するに足れり。加之本國の氣配を測り、投機的に生糸を買入れんとするもの多ければ、大抵生糸を引入れさせたる後、數日間乃至十日間以上も故らに検査をなさずして本國の報道如何を待ち、氣配よろしければ検査をすまして買入るゝも、もし氣配悪しき報道なれば、検査の時わざと荷物に種々の非難をつけてべけとなすを常とす。甚しきに至りては本國電信の報道悪しきとて斷然べけにすることあり。又現に五百圓の買入をなさんとするに八百圓の品を引入させ、一時外國銀行へ對し融通をつけ、事濟みたる後破約して差戻すことあり。其引込持歸の運賃等皆荷主の失費となり、外國商人は毫も其損失を負擔することなし。又斤量掛改買の如きも其風袋は各商館において製造し置き、薄地の金巾實量半斤六十位内外なるを七分五厘九十目、或は一斤百二目と定むるを以て、目のあたり一秤に付三十目乃至六十目の差を生ずるが如く、種々の手段を施して利益を壟斷せしと云ふ

されば彼外國商人等は生糸聯合荷預所の設立をきゝ、同盟一致して取引を中止せしかば、米國公使兩者の間に周旋し、この年十四十一月中央市場を設置する約束にて生糸聯合荷預所を解散して全く和解成りしが、これが爲やゝ生糸取引を改良せしとぞ。居留地外國商人が我商權を蹂躪すること、大むねかくの如きものなりと知るべし。

五港并に大阪開市場明治元年六月大阪外國人居留地約定書を定め、明治二年四月大阪開港規則を定めらるの外、明治十六年十二月四十號 朝鮮貿易の爲

嚴原、下關、博多の三港に限り、本邦人所有の船舶出入及び貨物積卸を許されしが、二十二年七月法律二特別輸出港規則を發布せられ、つゞいてこの年八月十一月の兩度に施行細則を發布せらる。

即米、麥、麥粉、石炭、硫黃の五品を海外へ輸出する爲、四日市、下關、博多、門司、口ノ津、三角、伏木、小樽を特別輸出港に定めらる。其後佐須奈、鹿見二十三北海道釧路二十四の三港を特別輸出港

に加へらる。二十六年三月法律十露領浦鹽斯德、及び朝鮮貿易のため宮津を特別輸出港となし、又明

くる二十七年五月法律二露領沿海薩哈連島、及び朝鮮貿易の爲、伏木、小樽を又清國貿易の爲、那覇琉球を

特別輸出港となされ、更に二十九年十月勅令三百外國貿易のため博多、唐津、口ノ津、敦賀、濱田

を特別輸出港に定めらる。三十一年六月法律七米、麥、麥粉、石炭、硫黃の外、大藏大臣は物品の種

類を指定し、特別輸出港より輸出を許さることゝなれり。こゝにおいてこの年七月法律七木炭、セ

メント、硫酸、滿佈礦、晒粉の輸出を許さる。三十二年七月勅令三百清水駿河武豐尾四日市伊門司博多

前筑唐津肥口ノ津前筑三角肥嚴原對馬佐須奈對馬鹿見對下關長那覇流濱田石境伯宮津丹敦賀前七尾能伏木前小樽後釧

路釧室蘭の二十二港を開港場となしぬ。其後三十二年十二月勅令四百絲崎を加へらる。さればこの

二十三港に從來の六港を加へて二十九港となれり。この中室蘭のみは麥、石炭、硫黃其他は大藏大臣の指定したる物品の輸出に限り、これをなすことを得るものにして、其他の各港においては滿二年間の輸出入貨物の價格五萬圓に達せざるときは、これを閉鎖すべく、其時期は三箇月前大藏大臣より公告するものと規定せらる。この外二十八年新版圖に入りし臺灣にも、二十九年一月以來現行條約實施の旨を宣言し、現に淡水、安平、基隆、打狗、舊港、後壠、梧棲、鹿港、東石、媽宮、東港、蘇灣の十二港において貿易に従事することとなるが、其貿易高一年貳千九百七拾萬圓の上に達せり。三十一年の調によれば輸出千貳百八拾貳萬七千八拾圓輸入千六百八拾七萬九千九百八拾圓なり

輸出入總額表

(×ハ輸出超過)

年次	品 目		輸出入全額	價
	輸 出	入		
三十一年	一八一、〇七、七二	三四一、六三九、四〇八	五三二、七〇七、一三	一六〇、五七一、六八
三十年	一七七、八七五、四九七	二七四、一七〇、五〇三	四五二、〇四六、〇〇〇	九六、二九五、〇〇六
二十九年	一三二、一六、六五〇	一八八、七二八、九七四	三一九、八四五、六二五	五七、五九二、三三三
二十八年	一七〇、四九四、六二七	一三八、七四五、二九五	二七六、二九九、九二二	一、二五〇、六七八
二十七年	一一三、七〇八、五八七	一一二、二四五、五九四	二三四、九五四、一八一	七、五三七、〇〇七
二十六年	九〇、四三四、三二六	八九、四三〇、八三三	一七九、八六五、〇四七	× 一、〇〇三、四〇五

二十五年	九二、一九九、四六六	七五、九八二、三〇〇	一六七、一八一、七六六	× 一五、二七、一六六
二十四年	七九、六二、三五六	六三、八七三、一七〇	一四三、四九四、五三六	× 一五、七四八、一九六
二十三年	五六、七〇三、五七六	八一、八八〇、三三六	一三八、五八三、九〇二	二五、一七六、七五〇
二十二年	七〇、二〇三、六五一	六六、二七四、九〇五	一三六、四七八、五五六	× 三、九二八、七四六

第六十九章 東 洋 貿 易

維新の初、朝廷修信使を韓國に遣されしに、其書中皇勅の文字ありしたため拒みて受けず、ついで又使を遣し修好を勧め給ひしかど受けざりき。こゝにおいて外務大丞丸山作樂陰に徒を結び、兵を募り韓國を襲撃せんことを謀り事露れて修身禁獄に處せらる。後後敵又使を遣し對馬の欠負を償ひ、貿易船を罷むることを報じ漂民を送還せしめらる。韓國漂民のみをうけて其他の事を拒めり。朝野其無禮を憤り征韓論起れり。其局つひに明治五年十月、參議西郷隆盛、副島種臣、後藤象次郎、板垣退助、江藤新平等官を去り、物情恟々たり。七年征韓黨亂を佐賀に起す韓國の我使聘を拒絶せしは、舊東萊府官の所爲たる事明になりしかば、更に外務官を遣し書契改作の約をなさしめしも、偶々征韓論起りし爲決せざりしが、八年に至り再び使を遣し、に彼忽ち先約を變じて細故を論じ、つひに要領を得ずして還りぬ。既にして我雲揚艦朝鮮海を過ぎ、清國牛莊に赴かんとして江華島に上陸し薪水を取るや、彼の尋兵急に砲撃をはじめ。よりてこれに應戦して其砲臺を抜き其城を焚きたり。こゝにおいて九年

二月、參議兼陸軍中將黒田清隆を全權辦理大臣となし、議官井上馨を副使となして韓國に遣し修好を議し、且つ砲撃の事を判理せしめらる。黒田清隆江華府に至り、其判中樞府事申愾、都總府副總管尹滋慶と論難し、つひに修好條規を交換し、九年二月二十六日江華府調印三月二十日批准同日公布朝鮮を認めて自主國となし、併せて議政府の謝状をとり三月に歸朝す。韓國禮曹參議金綺秀を修信使となし、來聘せしむ。よりて從前の慣例及歲遣船を廢し改めて釜山革梁項を兩國人民の通商地となし、別に京圻、忠清、全羅、慶尙、咸鏡五道中にて二港を選びて貿易港となすことを約せり。九年八月二十四日、理事官外務大丞宮本小一、日本國人民貿易規則を議定し、且つ韓國政府より草梁項日本公館に設けおきし尋門、設門を撤去し、これにかふるに木標を以てせしむ。十三年二月釜山に領事館をおき、十四年八月元山津を開かしむ。蓋し十二年七月辨理公使花質房義の豫約によれり。十五年八月修好條規續約を議定し、十五年十月批准十月二十一日公布十一月十二日、三十年十月鎮南浦、木浦を開かしめ、つゞいて三十二年五月一日より實施馬山浦慶尙道郡山浦全羅道城津浦全羅道を開かしめられしが、これと同時に平壤をも開市場となさしめらる。京城キョウキョウに公使館を置き、釜山、馬山、仁川、木浦、元山、鎮南浦等に領事館をおき、群山、城津、平壤に分館をおきて我居留人民を保護せらる。今は韓國に居留する我邦の人民、壹萬五千參百四人にて、其中商業に従事するもの八千人餘あり。我邦より輸出する所の綿織絲、燐寸、絹織物、陶磁器等五百八拾四萬四千參百拾貳圓にして、彼より我邦へ輸入する米、豆其他にて四百七拾九萬六千參拾貳圓なり。朝鮮貿易は輸出入とも全く我邦商人の手にて支

配し、曾て朝鮮人の取引に従事するものなし。

舊幕府の外國と條約を結ぶや、清國との交一時中絶せしが、此際清國人は却て唐人屋敷の制限を解かれたるを喜び、各地の開港場に雜居して種々の商業に従事せしかば、つひに幕府は慶應の末、其取締法を設くるに至れり。維新の初各國局外中立をなすも、清國商船陰に兵器を賊に賣るものありき。よりて公使に通牒して清國人の不開港場に入るを嚴禁す。三年八月清國人我邦の童男女を騙賣せんと欲するものありしかば、地方官に令してこれを嚴制せしめ、條約未濟國人の犯禁は國法によりて處する律を定め、明くる四年伊達宗城を全權大臣となし清國に赴き條約を結ばしむ。五年六月秘魯國船清國人二百餘人を瑪港に強買して横濱を過ぐ、清國人脱して英船に投じ救解を求む。外務卿副島種臣これをき、秘魯人の船を沒收して清國人を放還す。六年三月副島種臣を全權大臣となし、清國に遣し始めて條約を交換し上海口江蘇松江府上海縣鎮江口江蘇鎮江府丹徒縣寧波口浙江甯波府九江口江西九江府德化縣漢江口湖北漢陽府漢陽縣天津口直隸天津府天津縣牛莊口奉天府海城縣芝罘口山東登州府芝罘縣廣州口廣東廣州府南海縣汕頭口廣東潮州府潮陽縣瓊州口廣東瓊州府瓊山縣福州口福建福州府閩縣廈門口福建泉州府廈門縣臺灣口福建臺灣府淡水廳の十五港において通商貿易をなすこととなれり。これと同時に臺灣の事件琉球藩民并に小山縣民臺灣を提出せしに清國化外を以て答へたり。こゝにおいて朝野の間に征臺の論起る。つひに廟議征臺に決し、七年四月陸軍中將西郷從道を都督となし、長崎より艦船を發し臺灣を征せしむ。清國我征臺の擧をき、異論を唱ふ。八月大久保利通、全權辦理大臣となり清國に赴き、總理衙門諸大臣と論辯して、被害民撫恤銀拾萬兩、臺灣修道建房費四拾萬兩五拾萬兩は我拾圓を償ひ、島民をして害を航客に加へざることを約す。よりて征臺の軍を班へさしむ。其後清國

との關係は平和にして無事なりしが、韓國獨立の件よりして端なくも戦争を開き、つひに二十七八年の戰役とはなりぬ。こゝにおいて清國との條約は一時消滅したりしかど二十八年五月十日、欽差頭等全權大臣李鴻章欽差全權大臣李經方等清國の媾和使となりて下關に來り、我全權辦理大臣伊藤博文、陸奥宗光と媾和條約を締結せしが、其大要は韓國の獨立自主を確認すること、遼東半島臺灣全島及び其附屬島嶼澎湖列島を永久我邦に割讓すること、軍費賠償として庫平銀貳億兩を仕拂ふべきこと等なりき。この外清國において各外國に向ひて開き居る所の各貿易港の外に商業住居工業及び製造業の爲に湖北省荊州府沙市、四川省重慶府、江蘇省蘇州府、浙江省杭州府を開かしめ、且つ旅客及び貨物運送の爲、揚子江上流湖北省宜昌より四川省重慶に至る航路及び上海より吳淞江及び運河に入り蘇州杭州に至る航路を開かしむ。其後二十九年七月二十一日清國北京において我全權公使林董をして通商航海條約を締結せしめらる。十月二十日又この年九月十月、日本專有居留地のことを議定せしめられ遂に上海、厦門、漢口に設けることを約せり。我政府は上海、天津、牛莊、芝罘、漢口、杭州、蘇州、沙市、重慶、厦門、福州に領事をおきて、我居留人を保護せらるゝことなるが、清國に於ける我商人千七百七十六人、清國には三井物産會社、十年十一月上海に支店を置き、二十六年五月上海に支店をおき、其後三十二年八月天津に支店をおき、又三十三年一月牛莊に支店をおけり。正金銀行、八月天津に支店をおきしが又三十三年一月牛莊をおけり。をはじめ支店、出張所を置くもの多し。清國は我邦にとりても一大貿易地にして、一年の總輸出貳千九百拾九萬參千七百七拾五圓、總輸入參千五百拾貳萬參千八百六拾壹圓なり。千八百九十八年即我明治國の貿易高は輸出壹億五千九百參萬七千四百九拾九兩にして輸入貳億九百五拾七萬九千參百參拾四兩〇但し一海關兩は我壹圓四拾錢弱。さて其輸出は絹織絲、海産物、燐寸、銅等を專らとし、其輸入は米、綿綿、豆、砂糖等を專らとす。

暹羅は豊臣氏時代より徳川氏の初に亘りて、我邦商人の彼邦に渡海するもの多く、つひに日本町をたて、武威を輝せし地にて、寛永鎖港以來も支那貿易船中所謂奧港と唱ふるものにして、毎年長崎に來り唐人屋敷にて貿易せしかど、徳川氏の末に至り出島唐人屋敷の廢せられたると共に、久しく貿易絶えたりしかば、明治八年使を遣して暹羅の風土を視察せしめられしも、別に通商條約を締結することなく其儘なりしが、漸く三十一年二月盤谷において通商條約を結び、つひに訂盟國となれり。昔は日本町をたて、八百人以上も常に駐在せしに、今は盤谷に駐在する我邦の商人は僅に二十餘人に過ぎず、一年の總輸出四萬千七百貳拾圓、總輸入四百拾七萬參千六百拾圓にして輸出は雜貨、輸入は米、木材等なり。

近年北清貿易や、開けたるも、我邦の東洋貿易は上海以南即香港を中心として、英佛領印度に亘りて盛に行はれ、魯領亞細亞浦羅斯德、哥爾薩、薩哈噠、噶喇吧貿易の如きは輸出入を併せて參百萬圓に過ぎず。浦羅斯德、哥爾薩に領事館を置く。香港は東洋貿易の集散地にして我邦より輸出する所の石炭、荒銅、熟銅、燐寸、米、錫、樟腦、木蠟、陶磁器、麥稈眞田、椎茸、寒天、花筵、扇子の類、參千四百拾七萬參千八百九十貳圓にして、清國全土へ輸出するもの、上にいづ。清國は二千五百十九萬三千七百七十五圓又彼土より我邦へ輸入するものは砂糖類にして殆ど輸出價格の半強に當れり。千五百九十九萬四千四百六十七圓つぎに英佛領印度も我邦の貿易地にして常に米、綿綿、乾藍、牛皮等を輸入し、其價格六千七百四拾參萬貳千六百圓餘に上れり。英領印度四千七百七拾六萬八千四百四拾四圓さはいへ我邦よりも燐寸、石炭、陶磁器、雜貨の類を年々六百貳拾四萬五千八百圓餘を輸出せり。英領印度へ六千參百四拾四萬四千五百圓我政府はこれら貿易に従事する商人を保護する爲、香港

三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	十	十	十	十	十
十		十	十	十	十	十	十	十	十		十	九	八	七	六
一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一					
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
二九、一九三、一七五	二一、三二五、〇六六	一三、八二三、八四四	九、一三五、一〇九	八、八一三、九八七	七、七一四、四二〇	六、三五八、八五九	五、八二五、八五一	五、二二七、四九五	五、四四二、五〇七	一一、四二六、七一四	一〇、九七〇、〇四三	九、五九四、九〇七	八、二四二、八三六	六、五五一、二七一	五、九二八、九七七
三〇、五二三、八六一	二九、二六五、八四五	二一、三四四、五二一	二二、九八五、一四四	一七、五一、五〇六	一七、〇九五、九七四	一二、五〇九、四一〇	八、七九八、四二八	八、八四九、六八五	九、一九九、六九八	一〇、三六〇、一三四	七、九八五、八二〇	七、一二三、八五一	六、三四二、一九七	七、〇一九、九九六	五、七六八、二二六
六、五五三、二〇一															

新嘉坡、マニラ、孟買等に領事館をおかる。又香港、新嘉坡、孟買等には三井物産會社十一年一月香港に支店をお、き二十四年五月新嘉坡に支店をおきしが、正金銀行二十七年十二月孟買に支店を置きつ、其他の支店出張所あり、海路の航通は孟買より浦鹽斯德に至るまで我日本郵船會社、大阪商船會社の定期航海船ありて脈絡相通ぜり。

十	十	十	十	十	九	八	七	六
四	三	二	一					
年	年	年	年	年	年	年	年	年
四、七八六、〇〇六	三、六五五、〇一〇	四、一八六、五五〇	四、七六四、〇五三	五、〇一五、九二八	六、五五一、八六七	五、九八二、三二六	六、三二〇、五七二	六、三〇二、〇一二
九、八八一、五三二	八、六六五、七一五	八、二〇〇、三八二	七、四七二、〇五四	五、六七四、五四〇	四、七八四、一九三	五、八六五、三四九	五、八四六、二二七	五、五〇三、四四四

英領香港輸出入品價額對照表

年 度	輸 出	輸 入
二 十 二 年	七、三三七、八九六	四、一〇三、七〇二
二 十 三 年	九、三六六、四〇六	五、四九五、九一三
二 十 四 年	一二、五七八、六九五	五、〇八九、六〇六
二 十 五 年	一三、二八八、五四〇	六、九八五、七二三
二 十 六 年	一五、六八八、八七五	八、二六八、〇七一
二 十 七 年	一六、一九九、四八一	八、九九九、七一八
二 十 八 年	一八、三六二、八〇三	八、〇七八、一九〇
二 十 九 年	一九、九六五、九〇〇	九、一三三、七七八
三 十 年	二五、三九〇、二九四	一二、〇二七、一九八
三 十 一 年	三一、四七三、八九六	一五、九〇四、四六七

第七十章 米 國 貿 易

北米合衆國は大統領斐護ヒルセルの時千八百五十五年使節を遣し、舊幕府を勧誘して通商貿易の道を開かしめし國

にて、彼我の交極めて親睦なりしかば、貿易も亦平穩無事に經過し來れり。明治四年十一月、全權大使岩倉具視等の彼國に至るや、彼國人日本を開きしは我力なりとして、到處に歡迎し其國會下關償金の非を議し、かくの如き血腥の金を蓄ふるは不祥なりとてこれを還さんとせり。其後十二年七月前大統領克蘭德クラドり千八百六十九年大統領となし、彼我の情一層親睦となれり。これよりさき明治九年千八百七十六年費拉特ヒラデルヒヤ費府において建國一百年紀念萬國博覽會を開くや、これに賛同して我工藝品を廣く彼國人に示し、かば、これより我工藝品を賞翫する者いで、大いに販路を廣めたりといふ。米國は我邦第一の得意地にして、生絲、綠茶をはじめ羽二重、甲斐絹、絹製手巾、花筵、段通、麥稈眞田、陶磁器、漆器、扇子、竹器の類、年々彼國へ輸出するもの四千萬圓の上に達せり。故に大統領の選舉税關の變更の如き、一事件起れば忽ち我邦の貿易に影響を及ぼせり。日米貿易は元來輸出品多くして輸入品少かりしが二十一年に至り、日米貿易一變し米國より我邦へ輸入するもの忽ち參百萬圓より一轉して五百六拾餘萬圓となり、爾來次第に増進して二十七年に及びては壹千萬圓の巨額に達し、二十九年においては壹千六百萬圓となり、三十年に至りては更に一躍して貳千七百萬圓となり、つひに四千萬圓の上を越ゆるに至れり。日米貿易輸出入の比率懸隔は次第に接近してかくの如く其差を見ざることをはなれり、さて米國より重に我國へ輸入し來るものは石油、縹綿、諸器械、麥粉、鐵類、煙草等にしてことに石油、縹綿其多額を占む。米國一箇年の貿易は千八百九十八年即我三十一年の調にては輸出十五億參百九十參萬千貳百貳拾貳萬八千四百八十九弗なり我邦商人の米國諸州に居留するもの八百四拾四人布哇をこの中最も多きは、桑港及其附近并に紐育州各地なり、我政府はこれら商人を保護する爲、紐育六年二月設置、桑港六年二月設置、夕コマ、二十七年二月設置



シヤトル 三十二年分館設置 シカゴ 三十年設置 に領事館を置けり この外フキラデルフキヤ并にニュー 米國には正金銀行 十三年八月 出張所を設けしが 其後十九年六月桑港に支店を設けたり 三井物産會社 二十九年月支店設置 をはじめ支店出張店を設けおくもの多し。殊に日本郵船會社は二十九年八月より横濱シヤトル間の定期航路を開き、大北鐵道會社と海陸の連絡をつけて、大いに利益を與へしが、又東洋汽船會社も三十一年より横濱桑港間の定期航路を開きて少なからざる利益を與へしとぞ。嘉永六年米國の使節マツゼウ、カルプレズ、ペルリ來り、其後安政四年五月二十六日、伊豆の下田において通商條約に調印せしより殆ど四十四年にしてかくの如き進歩を見るに至れり。米國も千八百九十七年ウイリアム、マツキンレイ選ばれて大統領となるやまづ關稅を改正 千八百九十七年七月即我明治三十一年七月法律として公布せられたり ついてモンロウ Monroe 主義 セームス、モンロウは千八百十七年大を變じて漸く版圖擴張の主義をとることゝはなりぬ。こゝにおいて遂に其結果千八百九十八年八月、布哇の合併となり、又同じき年十二月比律賓諸島の占有となれり。これらの土地いづれも我邦と親密の關係を有することゆゑ、日米貿易は益々擴張せらるゝことならんか。

維新後に至り布哇、秘露、墨西哥、伯刺西爾、智利等の諸國とも通商條約を結びしが、中にも布哇の如きは他に先ちて、明治四年七月條約を結びし國にて、ことにカラカハ王の如きは、十四年三月四日 五日入京十日退京 宮内卿ジヨツト、移民理事官外務卿格アームストロングを從へて我邦に來遊し通商貿易より移民の事など約束して歸られしかば、爾來彼土に居留するもの漸々増加し、今は三萬四千五百六十二人 三十一一年調 にして、其中商業に従事するものみにも八百八十四人ありといふ。かくの如く布哇には多數の居留民あること故、我邦よりも十九年四月ホノル、府に領事館をおきて保護せら

るゝことなるが、ホノル、には正金銀行 二十五年八月支店設置 をはじめ、支店出張所を置くもの多く、且つ近年は東洋汽船會社の船舶寄港することゝなりしかば、我居留民にとりては少からざる便利なりとぞ。元來布哇の貿易は常に輸出を専らとして彼より我邦に輸入するものは實に數萬圓に過ぎざりき。さて我邦より年々輸出するもの二十六年までは、拾九萬七千五百餘圓なりしが、二十七年に至り俄に參拾壹萬參千九百圓餘となれり。それより漸々増加して今は七拾壹萬七千參百圓餘に達せり。布哇につぎて秘露合衆國も亦八年五月 六年八月調印 通商條約を結びしかど貿易振はず、輸出入とも僅に數萬圓に過ぎず、ついで墨西哥合衆國と二十二年一月 二十一年十月調印 通商條約を結びしかば、二十四年八月メキシコ府に領事館をおきしが、今は公使館となれり 其貿易はこれ亦數萬圓に過ぎず。されどもこの國は元西班牙領にして、慶長中彼我の商人往來せし國にて、其アカフルロ Acapulco 港の如きは當時彼國第一の貿易場にして、夙に我邦人に知られしことなるが、今の墨西哥合衆國は即ち我邦にて濃毘須般 濃毘須般 と稱せし Nevea, Emparis 即新伊斯把爾亞の轉訛 國なりき。かくの如く我邦と歴史上の關係淺からざる國柄なれども、其貿易は萎靡して振はず、この他伯刺西爾 二十八年十一月調印 智利 三十二年兩合衆國とも通商條約を結びしかど、 日なほ淺くして貿易の事も亦とかう論ずべきものなし。これら獨立國の外、英領亞米利加とは夙に貿易を開き、我邦よりも綠茶、花筵、羽二重の類を輸出することなるが、其額貳百參拾六萬五千六百圓餘に達せり。 輸入十五萬六千九百圓餘二十一年十一月晚香港に領事館をおけり

北米合衆國輸出入品價額對照表



來、端なくも開港の事を承諾せしかば、それより和蘭、露西亞、英吉利、佛蘭西、普魯士、葡萄牙等と通商條約を結び、つひに五港を開くにいたりしが、我邦と最も舊交ありし葡萄牙、西班牙、和蘭等は幕府が鎖國の主義を取りしより凡そ百五十年ばかりの間に歐羅巴大陸の大勢一變して、其國勢漸く衰へて昔の面影なく、英吉利、佛蘭西、露西亞、普魯士等版圖を拓きて盛に殖民貿易に従事せり。ことに英吉利の如きは、道光廿二年支那より香港を得てこれを自由貿易港となし、東洋貿易の樞軸を握るに至れり。これにつぎて佛蘭西も安南、暹羅の地を侵略して、東洋に立脚地を建てしが、露西亞の如きも屢々支那を脅かして黒龍江畔一帶の地を侵略せし以來、浦鹽斯德を開き、ついで明治八年五月我邦と樺太千島交換の約をなし、これよりき慶應三年三月小出大和守石川駿河守遂に千島を得て樺太を彼に與ふるや、大いに市街を開き哥爾薩港を築きなどして、兎に角一商業地とはなしぬ。かくの如くこの三國東洋に威力を振ひて東洋貿易に従事せしが、其後普魯士萬延元年十二月條約締結の獨逸聯邦を組織するや、改めて明治二年正月通商條約を結ぶこととなりぬ。この國近年著く學術工藝の發達せしため、東洋貿易にも大いに羽翼を伸し來れり。されども維新前後我邦へ輸入せし物品は全く英吉利、佛蘭西二國のみなりしが、近年に至りては英吉利につぎて獨逸第二の地位を占む。それにつぎては佛蘭西、白耳義、瑞西なり。其他伊太利、露西亞、奧地利、和蘭、瑞典諾威、西班牙、土耳其、丁抹、葡萄牙等は數拾萬圓に過ぎず、其重なる輸入品は英吉利の綿織糸、生金巾、更紗、綿繻子、フランクット、羅紗、毛繻子、鐵塊、板鐵、條鐵、綿天鷲絨、晒金巾、鋼、印刷紙、石炭の類、獨逸のフラスネル、白砂糖、酒精、毛絲、羅紗、アニリンダイス、印刷紙、縮緬吳呂、板鐵、鐵釘の類、佛蘭西の縮

十三折共同

緬吳呂、白耳義の條鐵、鐵釘、筒鐵、臆玻璃、瑞西の懷中時計の類にして、我邦輸出品の最も多きは佛蘭西にして、これにつぎて英吉利、伊太利、獨逸なり。其他の國は數拾萬圓に過ぎず、其重なる輸出品は佛蘭西へ生絲、熨斗絲、米、屑絲、麥稈眞田、英國へ麥稈眞田、段通、屑絲、手巾、銅、漆器、竹材、伊太利へ生絲、獨逸へ銅、薄荷腦の類にして、その他の國は數拾萬圓に過ぎず、二十年總輸出額貳千五百六拾參萬四千八百圓餘なりしが、今は三十三參千四百八拾壹萬圓餘となり、總輸入額も二十二年には三千五百拾貳萬參千貳百圓餘なりしが、今は壹億四百九拾五萬七千七百圓餘となれり。其輸入品超過の著くなりしは、二十七八年戰役の後國事膨脹より來りたる結果なりとす。我邦工藝品の歐羅巴大陸に紹介せられしは、千八百七十三年即我明治六年、澳地利維府において第五次萬國博覽會を開きし時參列して種々の工藝品を出品せしかば、この時より極東帝國の工藝に巧なることを歐洲人に紹介せしが、其後千八百七十八年即我明治十一年、第七次佛國巴里萬國博覽會の時にも參列して種々の工藝品を出品せしが、この時は略々博覽會の主意も分り、且つ出品物にも注意せしかば、一層好評を博することを得たり。この二大博覽會によりて歐羅巴大陸において日本品を賞翫するもの著く増加せしといふ。されば三井物産會社の如きは、明治十二年六月支店を倫敦におきしが、二井物産會社は明治九年七月の創立にして十年十一月上海に支店を置きついで倫敦におけり正金銀行の如きも亦十五年五月里昂に支店をおき、ついで十七年十二月倫敦に支店を置けり。我直輸出貿易の爲にはこれら支店の設置は大いに便益を得たることなるが、ことに二十九年三月より日本郵船會社において歐洲航路を開き、橫濱倫敦間を兩所より毎月一回づゝ出帆することになりしかば、一層便益を得ることとなりぬ。今日歐羅巴

大陸に居留する我商人は至て少く、倫敦に五十餘人居留する外は極めて少數なりき。されども我政府は英吉利の倫敦九年四月設置佛蘭西の里昂十七年四月設置白耳義のアントウエルプ三十年七月設置に領事館をおき、この他商業上必要の場所に名譽領事をおきて我商人を保護せり。

英領濠太刺利貿易も近來のことにて、明治十六七年のころより横濱の商人中メルボルンに赴き開店せしかど目的を達せず中途にして廢せしが、其後二十三年の頃、三四の商會は同地に赴きて試みしかど、常に損失を蒙りて其目的を達するものなかりき。これよりさき兼松房次郎濠太刺利貿易を志し、二十年十月自ら彼土に渡航して商況を調査せしが、つひに二十三年四月シドニーにおいて開店し、米穀雜貨の類を送りて販賣せしも、殆ど三年餘損害のみなりきとぞ。されどもそれが爲毫も其志を屈せず、種々苦心して彼土の嗜好を探り、其後花筵、麻段通、麥稈眞田、羽二重、魚油の類を送り、彼土より羊毛類を持歸りて利益を得ることゝなれり。されば今は濠太刺利貿易に従事するもの著く増加せしといふ。こゝにおいて我政府は二十九年三月タウンズヴィルに領事館を置き、ついで三十年六月シドニーに領事館を置きしが、日本郵船會社も二十九年十月以來濠太刺利メルボルン間の定期航路を開くに至れり。濠太刺利貿易も二十二年には輸出四拾八萬六千參百九拾圓餘にして、輸入貳拾六萬七千圓餘なりしが、今は輸出百八拾七萬五千圓餘にして輸入百四拾萬參千四百圓餘となれり。

英佛獨三國輸出入品價額對照表

年 度	國 名	輸 出	輸 入
二十一年	英 吉 利	八、七一〇、〇一二	二八、六九三、五六七
	佛 蘭 西	一三、六三六、二五〇	四、一二五、一八九
	獨 逸	一、六一七、五六四	五、二六〇、八九六
二十二年	英 吉 利	七、六六四、五九九	二六、〇六七、九三四
	佛 蘭 西	一四、二五八、七二六	三、三三四、一六九
	獨 逸	一、六三八、三三三	四、八八七、八九九
二十三年	英 吉 利	五、六三八、九八〇	二六、六一九、一〇二
	佛 蘭 西	八、三五四、三九四	三、八六九、三三二
	獨 逸	八四六、九二一	六、八五六、九五六
二十年	英 吉 利	三、四八七、七二九	一八、九七〇、五四四
	佛 蘭 西	九、五二八、三九六	二、三一三、三四五
	獨 逸	九二一、七二三	四、〇一〇、九一五

日本商業史 維新後の商業史終

三十一年	三十年	二十九年
獨佛英 蘭吉 西利 逸	獨佛英 蘭吉 西利 逸	獨佛英 蘭吉 西利 逸
七、七八三、六四三 二〇、四九六、四〇七 二、四六九、二四二	八、四八一、一九六 二六、二一三、六五四 二、二〇七、〇一八	九、〇一二、三九八 一九、〇二七、三八九 二、九七二、一三七
六二、七〇七、五七三 六、九七九、九八二 二五、六一〇、九六二	六五、四〇六、二六六 五、一四七、五九二 一八、一四三、二八〇	五九、二五一、七八〇 七、六八二、三四七 一七、一八三、九五三

二十八年	二十七年	二十六年	二十五年	二十四年
獨佛英 蘭吉 西利 逸	獨佛英 蘭吉 西利 逸	獨佛英 蘭吉 西利 逸	獨佛英 蘭吉 西利 逸	獨佛英 蘭吉 西利 逸
七、八八三、〇九一 二二、〇〇六、三八六 三、三四〇、〇一三	五、九五〇、一九八 一九、四九八、七七六 一、五一七、五四九	四、九九五、九七五 一九、五三一、九七五 一、三八〇、〇四〇	三、九二一、七五三 一八、〇九三、六九四 九四〇、七八三	五、六三三、一三七 一五、一二〇、〇七五 一、四五六、五九六
四五、一七二、一一一 五、一八〇、一三五 一二、二三三、一五九	四二、一八九、八七四 四、三四八、〇四八 七、九〇九、五四二	二七、九二九、六二八 三、三〇五、二七七 七、三一八、一三四	二〇、七八九、三三二 三、六二〇、五〇〇 六、三七五、〇四八	一九、九九六、〇五一 二、八三四、〇二五 五、一二七、四七六

七 年	六 年	五 年	四 年
		行新行換開 紙幣發券拓 發發兌	寮大行換大新 開坂證藏貨 業造券省條 幣幣發兌例
條規郵 例則便 電爲替 信	規電約便米發郵 則信ヲ交國行 取結換卜郵 拔ア條郵	社陸廢傳郵改 運止馬便正 元會助規增 會 鄉則補	陸切郵 運手便 會發貨 社行錢
		間東鐵 開京道 業濱略 會社便日本 社 蒸國郵 社 涼船立 例 條銀 行	所廻 漕取 拔
	銀第 行一 開國 業立		
會中 社外 商例 業取 引	株 式 取 引		東所 京再 商興 社會
敦大社起 支倉立 店組工 倫倫商	覽澳條日 會國約清 大博大博通 博商商		條日條日遣 約澳約布遣 通通商商權 商商商商大 商商商商使 商商商商派 全

三 年	二 年	元 年	年 度
	改發民 所行部 幣幣省 幣幣札 幣幣東 幣幣京 幣幣橫 幣幣濱	發行 太政 官札 驛遞 規則	度通 量貨 衡郵 電郵 信電 話便 鐵 道海 運銀 行取 引所 保 險倉 庫通 商貿易
	通 信 規 則		
郵 便 規 則			
	廻 漕 會 社		
		爲 替 會 社	
	會攝月ノ 社津取米 米引油商 油限社		
條日條日 約瑞約西 通通通 商商商	會條日 社約獨 通通通 商商商		

日本商業史略年表 維新後



二十三年	二十二年	二十一年	二十年
電信局增設 大北電 信會社 海底線 收會買 電局換	東海道全 通船橫須 大船開業 賀間業 甲武、水 戶、炭坑 關西、九 州開業	高崎直江 津間業 兩毛、山 陽開業	私設鐵道 條例
商船會社 始金山線 開貯蓄銀 行條例			
米商會 條例改正 株式引 所			取引所 條例
	日本生命 保險會社	帝國生命 保險會社 東京火災 保險會社	
	東京米穀 會社 石倉會社 油會社 庫會社		東京會社 京都會社 庫會社
	日墨通商 條約輸出 特別規則 港則會 高田支店 紐育支店		

十九年	十八年	十七年	十六年
萬國米加 入條約	萬國郵便 品川赤羽 爲替約定 間開業 二加入 電信條例 改正	往復業書 發行 業敦賀線 開上野高 崎間開業 坂野鐵道 開業	
	日本郵船 會社	大阪商船 會社	三菱會社 共同運社 輸會起 ルノ
橫濱正金 銀行桑港 出張所		橫濱正金 銀行倫敦 支店	國立銀行 改行
	米商會 條例改正 株式引 所		兜町米商 會合併 テ兜町 一トナ ルノ
	大津會 社	神戶棧大 倉組漆 橋會社洲 支店	大坂倉日 濠貿易 會社開始 融會



三十年	廿九年	廿八年
貨幣法 度量衡法 規則		
京都電話 開設		
北海道旭 川谷線 開業	門司八代 間開業	奈良開業
此年ヨリ 開業スル モノ多シ	東洋汽船 會社 始開	
商船會社 臺灣五航 路開始	商船會社 臺灣線開	
臺灣銀行 法戶形 交換所	東洋汽船 會社 所東京興信	
火災保險 會社此年 增加	日本海上 保險會社 會社	
保稅債 庫法	日本貿易 倉庫會社	
日伯通商 條約	日清通商 條約	日清媾和 條約

廿七年	廿六年	廿五年	廿四年
			度量衡法
	大坂、神 戶電話開 設	小包郵便 法	
奧羽線ノ 北線開業 鐵道會議 規則		鐵道敷設 法	上野青森 間全通
	郵船會社 孟買線開 始		
	仁川會社 商船會社 始開		
	正金銀行 上海支店 條例	大坂興信 所	
	日本海陸 保險會社 帝國海上 保險會社 生命保險 會社此年 增加	明治火災 保險會社 日本火災 保險會社	
日英新條 約交換			



我社は世界に於ける出版界の革命者である。廉價全集の創始者である。我社が大正十五年十一月多大の犠牲を豫期して廉價全集を發行するや、感激の聲國內を震撼し、日数千通の感謝状が舞ひ込んだ、今迄特權階級のみの藝術であり、哲學であり、經濟、美術、科學であつたものが無産階級の全野に解放されてからは全國を通じて讀書階級が一時に數十倍となつた。この翻期的現象を招來し、我國の文化を一時に引上げ文化史上赫々たる我社は、尙當時の宣言の徹底を期して茲に「改造文庫」を發刊せんとす。尙その内容は別記の如くであるが、我社は數十年を期してあらゆる權威ある著作を本集に網羅して民衆的一大文庫を建設せんと欲す。諸君の期待と支持を俟つ。

□此の文庫は、内容の厳選と最低の廉價とを以て第一義とし、専ら大衆普及を目的として刊行す。  
 □此文庫に收容するものは、東西古今百種の書に互り、校訂、註釋、翻譯、總て典據たるべきを期す。  
 □此文庫は、社會、經濟、政治、哲學、思想、歴史、文學、藝術、美術等百般に及ぶ。  
 □表紙上の番號は單に發行順を示すものなれど、將來檢索上の便宜をも考慮に容れて之を示す。  
 □一冊の分量は約百頁以上五百頁とし定價は約百頁を單位として拾ととしその冊子の頁に應じて二十錢、三十錢、四十錢、五十錢とす、但、地圖附録等挿入の場合は、必らずしもこの例に依らず。  
 □表紙意匠中、1は十錢、2は二十錢を、3は三十錢を示す。以下之に倣ふ。  
 □定價及び送料左表の如し。

表紙背の符號	定價(錢)	送料(錢)
1	10	二
2	10	四
3	10	六
4	10	八
5	10	一〇
6	10	一二
7	10	一四
8	10	一六

### 改造文庫第一部目録

- 第一篇 富國論(上卷) アダム・スミス著(近刊)
- 第二篇 富國論(中卷) アダム・スミス著(近刊)
- 第三篇 富國論(下卷) アダム・スミス著(近刊)
- 第四篇 人口論 ロバート・マルサス著(近刊)
- 第五篇 經濟學原理 デギト・リカアド著(近刊)
- 第六篇 經濟學原理(上卷) スチユアド・ミル著(近刊)
- 第七篇 經濟學原理(下卷) スチユアド・ミル著(近刊)
- 第八篇 經濟學方法論 カール・メンガー著(近刊)

- 第九篇 經濟學原理 ゼエボンス著(近刊)
- 第一〇篇 社會主義の發展 エンゲルス著(近刊)
- 第一一篇 マルキシズム 石川準十郎著
- 第一二篇 辯證法的唯物觀 山イッゲン著
- 第一三篇 哲學の實果 山イッゲン著
- 第一四篇 神と國家 バクローニン著
- 第一五篇 婦人論 山イッゲン著
- 第一六篇 古代社會(上卷) モルガン著(近刊)
- 第一七篇 古代社會(下卷) モルガン著(近刊)
- 第一八篇 エミール(上卷) 内山賢次著

第一九篇 エミール(下卷) 内山 賢次 著 4	第二九篇 フッサール 論文集 フッサール 著 (刊近)
第二〇篇 國家 論 オツベシハイマ 著 2	第三〇篇 女工 哀史 細井和喜 著 4
第二一篇 金融資本論 猪俣津南雄 著 4	第三一篇 婦人解放論 スチュアド・ミル 著 (刊近)
第二二篇 日本開化小史 田口 卯吉 著 2	第三二篇 社會進化と婦人の地位 山川 菊 著 2
第二三篇 日本經濟論 田口 卯吉 著 1	第三三篇 共產主義小兒病 レーニン 著 (刊近)
第二四篇 日本經濟學說の要領 瀧本誠一 著 2	第三四篇 二十世紀初頭の農村問題 レーニン 著 (刊近)
第二五篇 日本商業史 横井時冬 著 4	第三五篇 文學と革命 トロツキイ 著 (刊近)
第二六篇 日本工業史 横井時冬 著 4	第三六篇 幸徳秋水集 幸徳秋水 著 2
第二七篇 經濟學の實際知識 高橋 龜吉 著 2	第三七篇 中江兆民集 中江兆民 著 2
第二八篇 リッケルト 論文集 リッケルト 著 2	第三八篇 財産起源論 レヴィンスキー 著 1

改造文庫第二部目録

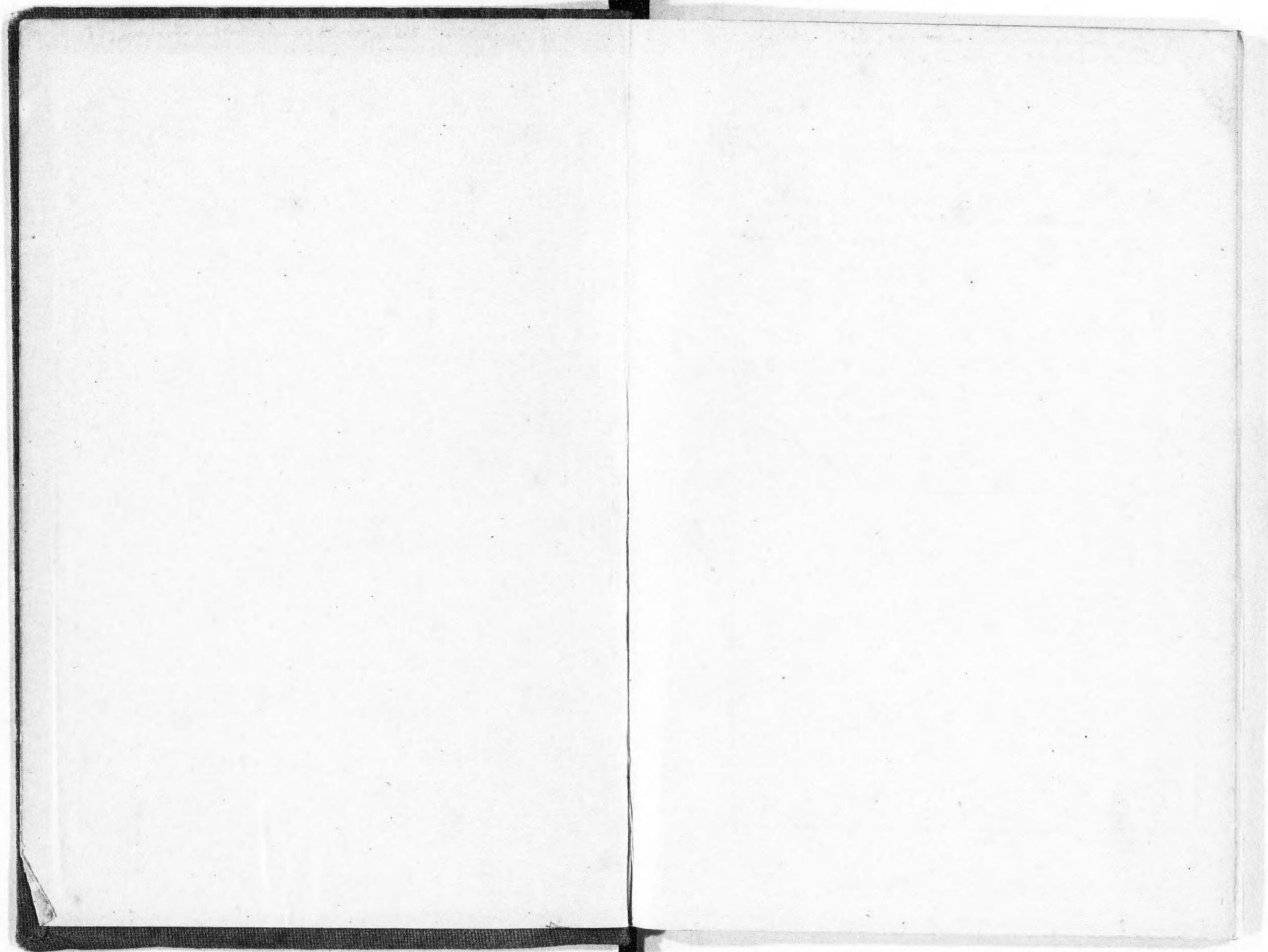
第三九篇 組 織 論 鈴木ニ 著 3	第八篇 枕 草 紙 山岸 徳平 校訂 (刊近)
第一篇 古 事 記 深田 久孝 校訂 (刊近)	第九篇 金 槐 集 幸田 露伴 校註 (刊近)
第二篇 萬葉集(上卷) 折口 信夫 校訂 (刊近)	第一〇篇 平 家 物語 山口 剛 校訂 (刊近)
第三篇 萬葉集(下卷) 折口 信夫 校訂 (刊近)	第一一篇 雨 月 物語 山口 剛 校訂 (刊近)
第四篇 古 今 集 吉澤 義則 校註 (刊近)	第一二篇 山 家 集 齋藤 茂吉 校註 (刊近)
第五篇 新 古 今 集 吉澤 義則 校註 (刊近)	第一三篇 俳諧七部集 萩原 蘿月 校訂 3
第六篇 新源氏物語(上卷) 折口 信夫 校註 (刊近)	第一四篇 蕪村七部集 萩原 蘿月 校訂 2
第七篇 新源氏物語(下卷) 折口 信夫 校註 (刊近)	第一五篇 伊勢 物語 久松 潜一 校訂 (刊近)
	第一六篇 神皇正統記 宮地 直一 校註 3
	第一七篇 芭蕉の文 集 萩原 蘿月 校訂 3

第一八篇	曾根崎心中	黒木勲蔵校註(刊近)
第一九篇	冥途飛脚	黒木勲蔵校註(刊近)
第二〇篇	國姓爺合戦	黒木勲蔵校註(刊近)
第二一篇	槍權三重帷子	黒木勲蔵校註(刊近)
第二二篇	夕霧阿波鳴門	黒木勲蔵校註(刊近)
第二三篇	心中重井筒	黒木勲蔵校註(刊近)
第二四篇	丹波與作	黒木勲蔵校註(刊近)
第二五篇	山崎與次兵衛壽門松、心中宵庚申	黒木勲蔵校註(刊近)
第二六篇	傾城反魂香	黒木勲蔵校註(刊近)
第二七篇	淀鯉出世瀧徳長町女腹切	黒木勲蔵校註(刊近)
第二八篇	堀多小女郎波枕	黒木勲蔵校註(刊近)
第二九篇	博多小女郎波枕	黒木勲蔵校註(刊近)
第三〇篇	五十年忌歌念佛	黒木勲蔵校註(刊近)
第三一篇	大經師昔曆	黒木勲蔵校註(刊近)
第二八篇	菅原傳授手習鑑	黒木勲蔵校註(刊近)
第二九篇	八百屋お七歌祭文	黒木勲蔵校註(刊近)
第三〇篇	伊賀越道中双六	黒木勲蔵校註(刊近)
第三一篇	大谷嫩軍記	黒木勲蔵校註(刊近)
第三二篇	徒然草	吉澤義則校註(刊近)
第三三篇	日蓮上人集	吉澤義則校註(刊近)
第三四篇	親鸞上人集	吉澤義則校註(刊近)
第三五篇	北村透谷選集	島崎藤村編(刊近)
第三六篇	樋口一葉選集	樋口一葉著(刊近)
第三七篇	平	凡二葉亭主人著(刊近)

第三八篇	子規俳話	正岡子規著(刊近)
第三九篇	子規歌話	正岡子規著(刊近)
第四〇篇	坊つちやん	夏目漱石著(刊近)
第四一篇	草	枕夏目漱石著(刊近)
第四二篇	それ	夏目漱石著(刊近)
第四三篇	悲し握	石川啄木著(刊近)
第四四篇	我等の一團と彼	石川啄木著(刊近)
第四五篇	山陰土産その他	島崎藤村著(刊近)
第四六篇	作曲白秋民謡集	北原白秋著(刊近)
第四七篇	獄中記	オスカア・ワイルド著(刊近)
第四八篇	厭世家の誕生日	佐藤春夫著(刊近)
第四九篇	日	輪廣光利一著(刊近)
第五〇篇	労働者の居る船	葉山嘉樹著(刊近)
第五一篇	海に生くる人々	葉山嘉樹著(刊近)
第五二篇	小公	若松賤子著(刊近)
第五三篇	ホワイトファンク	塚利彦著(刊近)
第五四篇	はやり唄	小杉天外著(刊近)
第五五篇	自選朝の螢	齋藤茂吉著(刊近)
第五六篇	自選十年	島木赤彦著(刊近)
第五七篇	自選川のほとり	古泉千庵著(刊近)

第五八篇	歌自選	松の芽	中村憲吉著	2
第五九篇	歌自選	海やまの <small>だひ</small>	稲 迢空著	4
第六〇篇	歌自選	立	春木下利玄著	2
第六一篇	歌自選	花	櫻 北原白秋著	2
第六二篇	歌自選	人間往來	與謝野品子著	2
第六三篇	歌自選	槻の木	窪田空穂著	2
第六四篇	歌自選	野原の郭公	若山牧水著	2
第六五篇	歌自選	原生林	前田夕真著	2
第六六篇	歌自選	空を仰ぐ	土岐善麿著	2
第六七篇	作曲	童謡集	北原白秋著	2
第六八篇	作曲	國民歌謡集	北原白秋著	2
第六九篇	作曲	舞踊曲集	北原白秋著	2

(以下續刊)



終

